

24-D-0967
2024年9月26日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

第一生命ライフパートナー投資法人

グリーンローン・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

第一生命ライフパートナー投資法人

評価対象

第一生命ライフパートナー投資法人
グリーンローン・フレームワーク

概要

第一生命ライフパートナー投資法人（本投資法人）は、2020年1月17日に設立され、同年の3月2日より運用を開始した非上場オープン・エンド型私募リートである。資産運用会社である第一生命リアルティアセットマネジメント株式会社（本資産運用会社）のスポンサーは第一生命ホールディングス株式会社（出資比率70%）および相互住宅株式会社（出資比率30%）である。本投資法人は、メインスポンサーである第一生命ホールディングスの経営理念である「一生涯のパートナー」を体現する資産運用を目指している。現行ポートフォリオは93物件、取得価格総額144,352百万円の資産規模となっている。

本資産運用会社は、サステナビリティ方針として、不動産投資運用事業における環境・社会・ガバナンス（ESG）配慮の重要性を認識するとともに、企業の社会的責任として持続可能な社会の実現と人々のQOL向上を目指し、環境負荷の低減およびステークホルダーとの連携・協働に努めることを定めている。本資産運用会社は、サステナビリティ方針の推進のため、社長・担当取締役をはじめとする主要メンバーで構成するサステナビリティ会議を定期的開催し、サステナビリティに

関する目標の設定や、各種取り組みの検討、モニタリングなどを行っている。本投資法人は、同推進体制に基づき、全てのアセットにおける ESG の取り組みを推進しており、環境面では DBJ Green Building 等の環境認証を取得しているほか、QOL 向上アセットとして、少子高齢化や女性の社会進出等の社会的課題解決に資する資産に加え、地域の利便性向上に資する資産への投資を行っている。

今般の評価対象は、本投資法人がローンにより調達する資金の用途を、環境改善効果を有するものに限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」および「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）および環境省が、それぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、JCR は現時点における国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照する。

JCR は、直近では 2023 年 1 月に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受け、本投資法人が本フレームワークを更新したために行うものである。本レビューに際して、本投資法人は CASBEE の範囲の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、及び LEED 認証のバージョンの明確化を実施しており、変更後のクライテリアについて引き続き環境改善効果が期待されるものであると JCR は評価している。

本投資法人は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンローンの調達を企図している。サステナビリティに関する専門部署および経営陣がプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、グリーンローンによる調達資金の管理も適切に定められており、予定されているレポート内容に基づき、透明性も確保される。以上より、JCR は本投資法人に関して、管理・運営体制が適切で透明性が高いと評価している。

この結果、JCR は本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンローン原則」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

1 Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
2 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスに係るプロセスは、変更後も引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスにかかるレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンローンで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす物件の取得資金もしくは取得資金のリファイナンスに充当

【適格クライテリア】

下記①-④の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

① DBJ Green Building 認証における 5 つ星～3 つ星

② CASBEE 建築（新築）CASBEE 不動産における S ランク～B+ランク

自治体版 CASBEE における S～B+ランク（ただし、工事完了日から 3 年以内のものに限る）

③ BELS 評価（平成 28 年度基準）における 5 つ星～3 つ星

BELS 評価（令和 6 年度基準）における以下のレベル

非住宅：レベル 6～レベル 4 ※1

再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル 6～レベル 3 ※2

再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル 4～レベル 3 ※2

※1：2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上

※2：2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上で適格とする

④ LEED 認証における Platinum、Gold、Silver

（LEED BD+C の場合は v4 以降）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、2024 年 4 月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、適格クライテリアのうち、CASBEE の範囲の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、及び LEED 認証のバージョンの明確化を行った。以下に、今回記載が変更された CASBEE、BELS 評価、及び LEED 認証の概要を示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではロックバック期間を工事完了日より 3 年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

今般、本投資法人が適格クライテリアに定めた認証について、具体的には CASBEE-建築（新築）、CASBEE-不動産及び自治体版 CASBEE が想定されている。当該クライテリアにおいて、これらの認証につき B+ランク以上の評価を要件とするが、かかる認証水準を有する建物は、CASBEE-建築（新築）および自治体版 CASBEE に関しては BEE1.0 以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の性能を有する物件と考えられる。これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関

が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは省エネ性能を有しており資金使途として適切である、と JCR は評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC) によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が低いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

本投資法人が適格クライテリアとして定めた Silver 以上の水準は、高いエネルギー効率を有する建物が取得できる認証レベルと考えられ、資金使途として適切であると JCR は評価している。

以上より、変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としている、と JCR は評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである。
(太字及び下線を施している部分が今般の変更点)。

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの評価と選定プロセス】

調達資金の使途となるプロジェクトは、資産運用会社の DLPR 企画部にてサステナビリティ会議審議を経て社長決定された適格クライテリアへの適合を検討し、資産運用会社の社内規程等に
従い必要な決裁手続きにより決定されます。

なお、サステナビリティ会議は 社長ならびに全ての部の担当取締役および部長をもって構成されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金使途の選定基準とプロセスについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて部署名の変更のみである事を確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

本投資法人が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の管理

グリーンローンにて調達した資金は全額投資法人のメイン口座に入金され、DLPR 企画部による事前指図に従い、即時に充当を行います。

・未充当資金がある場合には、未充当資金の全額を充当または返済するまでの間、現金または現金同等物にて管理します。

・全額充当後も、対象の借入金の返済までに、資金使途となっていた資産が売却又は適格クライテリアに合致しなくなった等の理由により資金使途の対象から外れる場合、一時的に発生する未充当資金はポートフォリオ管理（※）にて管理します。

※ポートフォリオ管理

決算期毎にグリーンローン残高の合計額が、グリーン適格負債上限額（適格クライテリアを満たす物件の取得価格の合計額×総資産 LTV）を超えないことを確認します。

調達資金の追跡管理の方法

調達した資金の追跡管理は DLPR 企画部（最終承認者: DLPR 企画部長）にて行います。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

調達した資金を資金使途としている資産に紐づける場合、資産運用会社所定の決裁が必要であり、当該決裁は内部監査および外部監査の対象となります。

未充当資金の管理方法

調達した資金は即時充当のため未充当資金は原則発生しません。グリーンローンの対象となる物件を売却する等、グリーンローンの返済までに未充当資金が発生する場合、本投資法人は当該未充当資金をポートフォリオ管理にて管理します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて部署名の変更のみである事を確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポーティング

本投資法人が本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（前回評価時から変更点はない）。

レポーティングにかかる本フレームワーク

資金の充当状況に係るレポーティング

調達された資金は入金後即時に全額を充当予定であることを投資法人ウェブサイト上で開示する予定です。

また、充当状況について、資産管理会社および投資法人ウェブサイト上にて、年次で開示する予定です。

インパクト・レポーティングの開示方法および開示頻度

当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定です。

インパクト・レポーティングにおける KPI

- ① 取得した環境認証の種類とランク
- ② エネルギー消費量
- ③ 温室効果ガス（CO₂）排出量
- ④ 水使用量
- ① 使用電力の再生可能エネルギー化

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポーティングについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークに係る今般の改訂を受けて、かかる論点につき変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

なお、これまでのレポーティング実績について、本投資法人のウェブサイトにおいて、本フレームワークに基づき適切に実施されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

本投資法人は、メインスポンサーである第一生命ホールディングスのコミュニケーションメッセージである「一生涯のパートナー」を体現する資産運用を目指している。2024年3月に第一生命グループは、創業以来の企業理念である「一生涯のパートナー」を改定し、「Purpose」と「Values」を制定した。社会における存在意義である Purpose は、「共に歩み、未来をひらく多様な幸せと希望に満ちた世界へ」とし、Purpose を端的に表したコミュニケーションメッセージとして「一生涯のパートナー」が位置づけられた。Purpose の実現のためにグループの全従業員が大切にしている価値観である Values は、「いちばん、人を考える」「まっすぐに、最良を追求する」「まっさきに、変革を実現する」の3つと定められた。創業以来、各時代における人々のニーズに合った安心の提供を通じ、社会課題の解決に取り組むことで、社会の発展とともに成長してきた。そして、これからの時代においてもその使命を果たすために、当社グループでは「事業活動」と「重要課題に対する社会的価値の創造」に取組み、「現世代・将来世代の Well-being の向上」に貢献し、サステナブルな社会の実現と当社事業のサステナブルな成長を目指している。事業活動においては、「保障」「資産形成・承継」「健康・医療」「つながり・絆」の4つ領域における価値提供による顧客の QOL 向上を目指している。重要課題に対する社会的価値の創造においては、“Financial Well-being for All”、“Healthy people and society”、“Green Leadership”、“Proactive Governance”の4分野を重要課題（コア・マテリアリティ）と設定し、この解決を目指し事業を通じた取り組みにより貢献する姿勢を示した。

本投資法人は、日常生活の基盤である住宅を主な投資対象とし、地域社会と共生する QOL 向上に資する不動産も一部組み入れている。現行ポートフォリオは 93 物件、取得価格総額 144,352 百万円の資産規模となっている。本投資法人は、住宅 70%以上、QOL 向上アセット 30%以下をポートフォリオの構成割合として引き続き資産規模の成長を目指している。

本資産運用会社は、サステナビリティ方針として、不動産投資運用事業における環境・社会・ガバナンス（ESG）配慮の重要性を認識するとともに、企業の社会的責任として持続可能な社会の実現と人々の QOL 向上を目指し、環境負荷の低減およびステークホルダーとの連携・協働に努めることを定めている。本資産運用会社は、同方針の推進のため、社長・担当取締役をはじめとする主要メンバーで構成するサステナビリティ会議を定期的開催し、サステナビリティに関する目標の設定や、各種取り組みの検討、モニタリングなどを行っている。本投資法人は、同推進体制に基づき、全てのアセットにおける ESG の取り組みを推進しており、環境面では DBJ Green Building 等の環境認証を取得しているほか、QOL 向上アセットとして、少子高齢化や女性の社会進出等の社会的課題解決に資する資産に加え、地域の利便性向上に資する資産への投資を行っている。

本投資法人は環境負荷低減の取り組みの一環として、環境認証の取得を推進している。本投資法人では、2024年7月31日時点で、1物件で BELS、21物件で DBJ Green Building 認証を取得しており、ポートフォリオに占める環境認証取得物件の割合（延床面積ベース）は 41.0%に達している。また、2021年12月に、本投資法人は 2024年度始めから使用電力を 100%再生可能エネルギー化の方針を決定し、使用電力の 100%再生可能エネルギー化を目指す「再エネ 100 宣言 RE Action」に参加しており、環境配慮への取り組みを積極的に推進している。

以上より、本投資法人は経営陣が環境問題を優先度の高い重要課題として位置付けていると JCR は評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンローン原則」、「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・菊池 理恵子

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル